平成16年3月1日告示第84号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の共同企業体の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の区分)

第2条 共同企業体は、「特定建設工事共同企業体」と「経常建設共同企業体」に区分する。

(特定共同企業体の性格)

第3条 特定建設工事共同企業体(以下「特定共同企業体」という。)は、大規模、かつ、技術的難度の高い工事の施行に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施行を確保するため、市が共同施行を必要と認める工事ごとに結成する共同企業体とする。

(特定共同企業体の結成)

- 第4条 特定共同企業体の結成は、自主結成によるものとし、その資格要件はそれぞれ の工事の発注の都度定めるものとする。
- 2 特定共同企業体の構成員は、2ないし3業者とする。
- 3 特定共同企業体を結成しようとする者は、市が指定する日までに、建設工事競争入 札参加資格審査(以下「資格審査」という。)の申請をするものとする。
- 4 特定共同企業体は、市の競争入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。) に登載されるものとする。

(特定共同企業体の出資比率)

- 第5条 特定共同企業体の構成員の出資比率は、構成員数により、最小限度基準を次の とおりとする。
 - (1) 2構成員の場合 30パーセント以上
 - (2) 3構成員の場合 20パーセント以上

(特定共同企業体の代表者要件)

- 第6条 特定共同企業体の代表者は、次の要件を満たす者とする。
 - (1) 構成員中最も大きな施行能力を有する者であること。
 - (2) 出資比率が構成員中最も大きな者であること。

(特定共同企業体の資格要件)

第7条 特定共同企業体のすべての構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市の有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 当該工事に対応する業種について、建設業法(昭和24年法律第100号) 第3条の許可を有して営業年数が3年以上あること。
- (3) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として施行した実績があり、当該工事と同種の工事を施行した経験があること。
- (4) 当該工事に対応する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者 を工事現場ごとに専任で配置し得ること。

(経常共同企業体の性格)

第8条 経常建設共同企業体(以下「経常共同企業体」という。)は、中小建設業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の中小企業をいう。)が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力及び施行力を強化する目的で結成する共同企業体とする。

(経常共同企業体の結成)

- 第9条 経常共同企業体は、2ないし3業者において自主結成とし、次のとおりとする。
 - (1) 一の業者が同一業種において結成することができる共同企業体の数は、1とする。
 - (2) 2以上の業種を有する業者が結成できる共同企業体の数は、2までとし、業種は重複しないものとする。
 - (3) 共同企業体は、資格審査を市に申請し、有資格者名簿に登載されるものとする。

(経常共同企業体の出資比率)

第10条 経常共同企業体の構成員の出資比率は、第5条の規定を準用する。

(経常共同企業体の代表者要件)

- 第11条 経常共同企業体の代表者は、構成員において自主的に決定されたものとする。 (経常共同企業体の資格要件)
- 第12条 経常共同企業体のすべての構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。
 - (1) 県内に主たる営業所を有する中小建設業者であって、市の有資格者名簿に登載されているものであること。
 - (2) 当該工事に対応する業種について、建設業法第3条の許可を有して営業年数が3年以上あること。
 - (3) 共同企業体の業種について、市発注を元請として施行した実績があり、当該業種と同種の業種を施行した経験があること。
 - (4) 当該業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場ごと

に専任で配置し得ること。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。